

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税
		②: 上記以外の税目	所得税
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>個人又は法人が史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国（独立行政法人国立文化財機構及び国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体又は地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を重たる目的とするもの）に譲渡する場合の譲渡所得については、原則として、2,000万円を限度とする特別控除（所得税）または損金算入（法人税）の特例の適用を受ける。</p>
			<p>《関係条項》</p> <p><所得税>租税特別措置法第34条第2項</p> <p><法人税>租税特別措置法第65条の3第1項</p>
4	担当部局		文部科学省生涯学習政策局社会教育課、文化庁文化財部伝統文化課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：平成25年10月 分析対象期間：5年間
6	創設年度及び改正経緯		昭和45年度 国及び地方公共団体に対し史跡名勝天然記念物として指定された土地を売り渡した際の譲渡所得の特別控除の創設
			昭和50年度 土地譲渡に係る特別控除・損金算入の上限を2,000万円に引き上げ
			平成13年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合への拡充
			平成26年度 国、地方公共団体に加え、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館又は植物園を設置・管理するものに限る）に売り渡した場合への拡充
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○重要文化財等について、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抄）</p> <p>第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月15日閣議決定）（抄）</p>

			<p>③ 文化芸術立国の実現</p> <p>文化財を防衛する観点を踏まえ、文化財の適切な周期での修理や、保存・活用・継承等に取り組む。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省政策目標 1-3 地域の教育力の向上 ・ 文部科学省政策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、個人・法人から国又は地方公共団体又は博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進を図ることにより、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人へ譲渡された重要文化財等の件数が増加することにより、博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人による当該重要文化財等の適切な保存・活用が図られる。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人又は法人から、国又は地方公共団体又は地方独立行政法人への重要文化財（建造物）として指定された土地の譲渡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度～平成29年度 2件（うち法人0件） ・ 個人又は法人から国又は地方公共団体又は地方独立行政法人への史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度 309件（うち法人6件） ・ 平成26年度 312件（うち法人6件） ・ 平成27年度 292件（うち法人6件） ・ 平成28年度 274件（うち法人6件） ・ 平成29年度 273件（うち法人6件） <p style="text-align: right;">※値は推計</p>
		② 適用額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡名勝天然記念物に関するもの 105,990,000円（平成29年度6件に特例措置が適用された案件に係る平成29年度史跡等公有化事業の補助実績を基に算出した推計値）
		③ 減収額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡名勝天然記念物に関するもの 24,590,000円（平成29年度6件の実績を基に推計したものの合計）
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>現在、本税制優遇措置の対象となる重要文化財等の譲渡については、上記「9 有効性等 ① 適用数等」に記載した実績があるところであり、重要文化財等の適切な保存・管理の促進が図られている。</p> <p>平成26年度税制改正要望当時、新たに特例の対象とした博物館等の設置・管理を主たる目的とする地方独立行政法人が設立される見込みがあったが、未だ設置されていないため譲渡実績はない。しかし、地方独立行政法人設立の動きもみられ、今後本税制が活用されることが期待される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>文化財の修理・整備には多額の費用がかかるため、所有者による適切な保存・管理が困難な場合もある一方、適切に保存・管理できる国等に譲渡するには、譲渡した際の課税が障壁とな</p>

			<p>る恐れがある。本特別措置により、より適切に保存・管理を行うことができる国等への重要文化財等の譲渡が促進されることで、その滅失・散逸を防ぎ、適切な保存・活用が図られる。当初国・地方公共団体に限られていた譲渡対象を、地方独立行政法人まで広げることで、文化財の適切な保存・管理の拡充となる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>重要文化財等が適切に保存・管理され、確実に継承されることで、重要文化財を中核としたまちづくりや、観光振興や地域活性化に寄与する。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国・地方公共団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、その滅失・散逸を防ぎ、適切な保存・活用が促進されている。これに加え、地方公共団体が運営する博物館等や、国の独立行政法人が運営する博物館等（（独）国立文化財機構、（独）国立美術館、（独）国立科学博物館）に対する重要文化財等の譲渡所得に係る課税標準の特例措置が認められており、文化財の適切な保存・管理が促進されていることに鑑みれば、地方独立行政法人が運営する博物館等についても同様の特例措置を認めることは妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>現在、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対して、国からの予算補助が行われており、この予算措置と、譲渡所得に係る本税制措置があいまって史跡等の地方独立行政法人への譲渡が促進される。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き措置
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価：平成 25 年 10 月